

平成 23 年 9月 補正予算要求事業調書

1 予算要求事業の概要

No.	事業名(予算の事務事業名)				区分
11	災害弔慰金(災害救助事業)				新規 <b>拡大</b> 継続
会計区分	款	項	目	所管	
一般会計	3	9	1	保健福祉局 福祉部 福祉総務課	
事務事業の位置付け					
しあわせ倍増プラン2009	番号		事業名		
総合振興計画新実施計画	事業コード		事業名		
根拠法令・条例・規則等	災害弔慰金の支給等に関する法律 さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例・施行規則				
予算要求事業の概要					
内容	東日本大震災により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を行います。 ・遺族の範囲(配偶者・子・父母・孫・祖父母) ・死亡者に生計を主として維持されていた遺族の場合 500万円 その他の遺族の場合 250万円				
目的・目標	<p>&lt;目的&gt; 東日本大震災により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金の支給を行い、市民の福祉及び生活の安定に資することを目的としています。</p> <p>&lt;目標(平成23年度末)&gt; 平成23年度内に対象となる全ての市民の遺族に対して、支給を行います。</p>				
現状と課題	<p>&lt;現状(平成22年度末)&gt; 平成22年度支給実績 0人 平成21年度支給実績 1人 500万円</p> <p>&lt;課題&gt; 災害弔慰金制度の周知不足のため、ホームページに掲載する必要があります。</p>				
今後のスケジュール	対象となる市民の遺族に対し、補正予算の成立後、速やかに支給を行います。				

2 補正予算要求の理由と効果

要求理由	緊急性	東日本大震災により死亡した市民の方がいるため、扶助費の補正を行い早期に支給を行います。
	実施義務	保健福祉局 福祉部 福祉総務課
	他市の実施状況	根拠法令等 災害弔慰金の支給等に関する法律 政令市：2市実施(仙台市、千葉市) 県内他市：2市実施(川口市、所沢市)
効果	対象者	東日本大震災により死亡した市民の遺族
	効果	遺族の生活の安定を図ります。

3 補正前予算と補正予算要求の内容 (単位：千円)

区分	金額	備考
平成23年度	<b>補正前予算</b> 8,100	<p>&lt;積算内訳&gt; 1 扶助費 8,100 災害見舞金 全壊(焼) (30千円+20千円×3人)×4世帯×10区=3,600千円 半壊(焼)及び床上浸水 (20千円+10千円×3人)×4世帯+(20千円+10千円×3人) ×4世帯×10区=4,000千円 死亡者 100千円×4人=400千円 重傷者 50千円×2人=100千円</p>
	<b>補正予算要求</b> 12,500	<p>&lt;積算内訳&gt; 1 扶助費 12,500 災害弔慰金 死亡者に生計を主として維持されていた遺族 5,000千円×1人=5,000千円 その他の遺族 2,500千円×3人=7,500千円 ・県補助金 補助率 3/4</p>
9月補正予算	<b>財政局長査定</b> 12,500	<p>&lt;査定内容&gt; 1 扶助費 12,500 災害弔慰金 死亡者に生計を主として維持されていた遺族 5,000千円×1人=5,000千円 その他の遺族 2,500千円×3人=7,500千円 ・県補助金 補助率 3/4</p>
	<b>市長査定</b> 12,500	<p>&lt;査定理由&gt; 東日本大震災により死亡した市民の遺族に対して、本市条例に基づく災害弔慰金を9月補正予算に計上することとしました。</p> <p>&lt;査定内容&gt; 1 扶助費 12,500 災害弔慰金 死亡者に生計を主として維持されていた遺族 5,000千円×1人=5,000千円 その他の遺族 2,500千円×3人=7,500千円 ・県補助金 補助率 3/4</p>
		<p>&lt;査定理由&gt; 財政局長査定の内容及び理由について、適正と認められるため、財政局原案のとおりとしました。</p>